

「板倉ふれあいまつり 2026」 出店要領

板倉ふれあいまつり実行委員会では、「地域に元気と笑顔を」をキーワードに本年度も地域の一大イベントとして開催をいたします。
本年の催し物は、宮古島芸能集団が演舞披露をはじめ園児から小中学校・高等学校の児童・生徒が積極的にまつり運営に関わるなど例年にない盛り上がりを感じております。開催規模感としましては、会場はトレーニングセンターまで活用し、昨年と同様をイメージしておりますが、喫食ゾーンを拡大して来場者の滞在時間を長くし、まつりを楽しんでいただこうと考えております。

出店される皆様には、是非事故なく来場される皆様に誠心誠意「おもてなし」いただき、板倉ふれあいまつりのブランドを大いに高めていただければと考えております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

板倉ふれあいまつり実行委員会

1. 開催日及び営業時間等

- ・開催日

令和8年11月1日（日）

- ・当日の出店準備

11月1日（日） 8時から8時50分

※希望があれば前日 10月31日（土）午後からの準備も可能とします。

会場設営準備（31日）は、13時からスタートします。

作品展示される方につきましては、展示会場のパネル設置が終わり次第、作品を持ち込み展示いただきたいと考えております。（凡そ15時以降）

- ・営業並び時間

9時から15時

- ・片付け、撤収

15時から17時

2. 開催会場（出店場所）

板倉区針 985 板倉農村環境改善センター広場

板倉農業者トレーニングセンター広場

並びに一部市道

※別添 会場配置図のとおり

3. 主 催 板倉ふれあいまつり実行委員会

住所：板倉区針 722-1 コミュニティプラザ内

（事務局：NPO 法人板倉まちづくり振興会内

[TEL:0255-78-4905](tel:0255-78-4905) FAX：0255-78-4891

E-mail：i-shinko@joetsu.ne.jp）

4. 出店募集対象事業者及び出店条件

（1）対象事業者

- ・上越市内または妙高市内の企業・団体・個人

（2）出店条件

- ①本イベントでの出店は、会場内での調理並びに飲食物の販売を認めます。

ただし、まちづくり振興会より照会があり関係機関に届け出をした出店者に限ります。（キッチンカーについては、この限りではありません。）

- ②医薬品、危険物、ペット及び法令で禁止されているもの、公序良俗に反するものの販売は認めません。

- ③イベント当日は、実行委員の指示に従い、来場者や他の出店者とのトラブルや風紀を乱す行為を行わないこと。

※実行委員は、まつりの法被を着用しています。

- ④11月1日（日）当日、8：20より「注意事項等」の説明をおこないますので代表の方1名 本部前にお集まりください。

（3）出店スペース・・・別添配置図7年度版を参照ください。

- ・8年度版につきましては、確定次第お知らせいたします。

◇テントブース

- ・1ブースの大きさは、必要な間口3間×2間（奥行）以内とします。
- ・出店形式については、3間×2間のテントを2事業者で使用することも可とします。

◇移動販売車（キッチンカー）

- ・1事業者の申込区画数は、1区画とします。
- ・1区画の大きさは、5.2m（間口）×2.0m（奥行）となります。

（4）販売内容について

- ①会場レイアウトの都合上、出店ブース数を変更することがあります。あらかじめご了承ください。

- ②調理に伴い「煙」の出る屋台は事前申請が必要です。また、過度な煙を排出しないようご協力をお願いします。

- ③器材や商品の保管を含め、すべて上記出店スペースに収まるよう整理し、出店

スペース外にはみ出さないでください。

(5) 出店場所等について

- ・出店場所については、移動販売車は配置図指定場所へ。フリーマーケットは、指定した場所で先着順となります。その他の出店者については、主催者が場所を決定した、会場レイアウトのとおりとします。

また、飲食（喫食）スペースについては主催者側で設置します。したがって、飲食物を販売する出店者は、自店のお客さまに喫食場所の案内を行ってください。

5. 出店負担金について（1 ブース当たりの出店負担金）

※出店するすべての企業・団体・個人に適用します。

□喫食エリア（改善センター・トレーニングセンタ前喫食エリア）

- ・板倉区内参加者 . . . 5,000円
- ・板倉区外参加者 . . . 10,000円

□キッチンカーエリア

- ・板倉区内参加者 . . . 5,000円
- ・板倉区外参加者 . . . 10,000円

□フリーマーケットエリア

＜事業・活動のPR＞

- ・板倉区内参加者 . . . 500円
- ・板倉区外参加者 . . . 1,000円

＜個人の不要となった衣類・雑貨＞

- ・板倉区内参加者 . . . 1,000円
- ・板倉区外参加者 . . . 2,000円

※ただし、事務局がフリーマーケットとして認められないと判断した場合は物販事業者（個人）とみなし、協賛金 5,000円の対象となります。

【出店料の特例】

◇別途『協賛金』を頂いている企業・団体・個人の出店者については重複する部分について出店負担金はいただきません。ただし、テント等機材の借用がある場合は 別途 貸出料をいただきます。精算については、原則当日現金にてお願いします。（請求書等が必要な場合は事前にご連絡ください）

6. イベント会場備品等について

◇出店に伴うテント等の設備は、原則 出店者が自前で用意ください。

設営・準備・後片づけ等は、全て出店者が行い主催者より指定された時間内に行ってください。（前日に準備等が必要な場合は、ご相談ください。）

◇出店に伴う備品類については、数量に限りがありますがレンタル対応も可能です。なお、設営・準備・片付け等については出店者でお願いします。

（希望される方は、早めに事務局に相談ください）

＜レンタル品並びにレンタル料金＞

- ・テント大：間口・3間×2間（6坪） 1張 ➤ 2,000円/日
- ・テント中：間口・2間×1.5間（3坪） 1張 ➤ 2,000円/日
- ・テント小：間口・2間×1間（2坪） 1張 ➤ 1,000円/日
- ・他お好み焼き焼きそば器、焼き鳥対応器等もありますのでご相談ください。

◇出店に必要なテーブル・椅子については無償で貸与しますが、設営・片付け等は出店者が行ってください。

※まつり当日の朝、板倉農村環境改善センターの玄関ロビー付近に予約数量分のテーブル・椅子を準備します。

7. 保健所への申請について

- ・食品を提供する出店者は、事前に保健所へ臨時営業申請を行い、許可を受ける必要があります。
- ・上越保健所への臨時食品営業許可申請は事務局が一括して行います。
（ 月 日 保健所現地視察並びに検査予定）

8. ゴミの取扱いについて

- ・出店者各自で出店ブース内に必ずゴミ箱（ゴミ袋）を設置し、販売に伴い発生するゴミ及び来場者が排出されるゴミを回収してください。
- ・ゴミの搬出方法や時間帯等については、事務局の指示に従ってください。
- ・出店に伴い排出したゴミの処分は、出店者が持ち帰り、各自処分するものとします。

9. 反社会的勢力の排除について

- ・反社会的勢力及びその構成員又はそれらと関係を有する事業者の出店は、認めません。

10. 出店のキャンセルについて

◇キャンセル料については、当日キャンセルのみ適用いたします。

（適用率100%）ただし、主催者側で開催中止の判断のあった場合は適用外とします。

11. 出店に係る各種取り決めについて

- ・出店者間での販売品・提供品の「かぶり」は可とします。
- ・早期に完売とならないよう留意ください。万が一、開催時間内で完売した場合の撤収については、主催者と協議ください。
（原則不可とし、まつり開催時間内の撤去・撤収作業は行わない）
- ・感染症拡大防止のため消毒液などはご準備ください。

12. 台風・地震等の自然災害発生時並びに不可抗力的事由等の発生時対応について

- ・自然災害並びに不可抗力的事由の発生によりイベント中止や時間変更などの場合、食材の仕入れなど出店準備にかかる費用の保障や入金いただいた出店負担金等の返金は一切行いません。

13. まつり開催の判断基準について

◆まつり中止の判断基準

- ・台風や地震などの自然災害により、まつりの開催が困難と判断されたとき。
- ・予測できない事項や不可抗力により、まつり開催会場が使用できない状態となったとき。

※中止のご連絡については、NPO 法人板倉まちづくり振興会ホームページ、皆様から頂いているメールアドレス、携帯電話等で出来るだけ速やかにご連絡いたします。中止の判断時期については、板倉ふれあいまつり実行委員会にて定めます。

14. 問合せ先

◆「板倉ふれあいまつり 2026」実行委員会事務局

（NPO 法人板倉まちづくり振興会内）

〒944-0131 住所：上越市板倉区針 722-1 コミュニティプラザ内

TEL：0255-78-4905

FAX：0255-78-4891

e-mail：i-shinko@joetsu.ne.jp

HP: [特定非営利活動法人 板倉まちづくり振興会 \(itakura-machishin.jp\)](http://itakura-machishin.jp)